

株 主 各 位

大阪市西区阿波座一丁目3番15号
神島化学工業株式会社
代表取締役社長 池 田 和 夫

第105回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、本株主総会につきましては、議決権行使書のご返送により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めてご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年7月15日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年7月16日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区久太郎町三丁目5番19号 大阪D I Cビル3階
TKP大阪本町カンファレンスセンター

3. 目的事項

報 告 事 項 第105期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する株主報酬型ストックオプション（新株予約権）の具体的な内容決定の件

以 上

株主総会へのご出席につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場において、感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

本年は、株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.konoshima.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(自 2020年5月1日)
(至 2021年4月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響による景気の後退から、2020年5月の緊急事態宣言解除以降、一旦は持ち直しの動きがありました。しかし、感染の再拡大により再び経済活動が制限されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社建材事業の主要マーケットである住宅市場は、消費税増税後の反動減や新型コロナウイルスの感染症拡大の影響が重なり、新設住宅着工戸数は81万2千戸と対前年度比8.1%の減少となりました。

このような状況の中、当事業年度の業績につきましては、売上高は19,784百万円と対前期比1,414百万円(6.7%)の減収となりました。営業利益は1,507百万円と対前期比579百万円(62.5%)の増益、経常利益は1,562百万円と同688百万円(78.8%)の増益、当期純利益は1,088百万円と同487百万円(81.2%)の増益となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

建材事業におきましては、「2020年度 グッドデザイン賞」受賞の『アルテザート(高意匠軒天井用素材)、アトラフィット(専用金具による施工方法)』を投入するなど注力製品の高級軒天ボードの拡販はあったものの、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う新設住宅着工戸数の低迷により業界全体の販売量が減少したことや採算性重視の施策により一部製品の販売が減少したことなどから、売上高は12,163百万円と対前期比1,517百万円(11.1%)の減収となりました。しかしながら、セグメント利益(営業利益)は、大幅な減収に伴う利益減の影響に対して、高付加価値商品である高級軒天ボードの拡販や各種コスト削減を全社一丸となって努めたことによる収益改善や修繕費など固定費負担の減少などにより557百万円と同187百万円(50.6%)の増益となりました。

他方、化成品事業におきましては、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響を受けた自動車等工業用関連の受注減少に伴い難燃水酸化マグネシウム製品の販売量の減少はあったものの、サプリメント需要増による酸化マグネシウム製品やセラミックス製品の拡販により、売上高は7,620百万円と対前期比102百万円(1.4%)の増収となりました。セグメント利益(営業利益)は高利益率のマグネシウム製品・セラミックス製品の拡販や減価償却費などの固定費負担の減少などにより1,462百万円と同406百万円(38.5%)と大幅な増益となりました。

(次期の見通し)

新型コロナウイルス感染症拡大により、国内、海外ともにその影響は甚大で終息時期の見通しもたっており、企業倒産や失業者が増加する懸念もあり、正常化するには相当程度の時間を要するものと考えられます。

当社建材事業の主要マーケットである住宅市場においては、新設住宅着工戸数は徐々に回復に向かうものの、新型コロナウイルス感染拡大影響の長期化により、本格的な回復には至らないことが見込まれます。

このような経済・経営環境の中、当社は、建材事業の住宅分野は軒天ボード等の高級化路線の推進や、採算性の向上に努め、非住宅分野では、好調な都市型ビル需要の取り込みに注力いたします。また化成事業につきましては、海外事業の営業展開や機能性新製品の新規市場への投入などの積極化を推進します。更にコスト面では、製造部門での原価低減・生産性の向上により合理化を進めます。

以上の結果、次期の業績につきましては、売上高は21,000百万円と対当期比1,215百万円(6.1%)の増収、営業利益は1,850百万円と同342百万円(22.7%)の増益、経常利益は1,800百万円と同237百万円(15.2%)の増益、当期純利益は1,100百万円と同11百万円(1.0%)の増益を見込んでおります。

(2) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資は1,685百万円であります。なお、セグメントごとの内訳は、建材事業で主なものは、建材製造設備が359百万円、化成品事業で主なものは、化成品(セラミックス)製造設備が743百万円、化成品製造設備が414百万円であります。

当社は、2021年6月10日開催の取締役会において、固定資産を取得することについて決議いたしました。

①取得の理由

当社は、化成品事業の生産能力を増強し、供給体制の整備や生産効率向上を図るため、新ラインの増設を行うことといたしました。

②取得資産の内容

| | |
|-------------|----------------|
| (i) 所在地 | 詫間工場 香川県三豊市詫間町 |
| (ii) 投資の内容 | 建物及び生産設備 |
| (iii) 投資予定額 | 約5,300百万円 |
| (iv) 資金計画 | 自己資金及び借入金(予定) |

③取得の日程

| | |
|----------------|------------|
| (i) 取締役会決議日 | 2021年6月10日 |
| (ii) 契約締結日及び着工 | 2021年7月予定 |
| (iii) 竣工 | 2023年3月予定 |
| (iv) 操業開始日所在地 | 2023年4月予定 |

④今後の見通し

当該固定資産の取得による2022年4月期の業績に与える影響は軽微であります。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、主力製品である住宅建材業界が、中長期的には少子高齢化と人口減少による戸建住宅の縮小という傾向にあり、先行きとしては大幅な市場の拡大は見込めないものと予想されます。かかる状況下において、当社としましては、建材事業においては、戸建住宅関連の新製品の投入、非住宅分野への注力、加えて当社の強みのひとつである耐火パネル販売の拡大等の施策により、業界内におけるシェアアップを図ってまいります。化成品事業においては、引き続き国内営業基盤の拡充に取り組み、積極的に海外市場を展開し、同事業を当社の成長エンジンとして更なる拡大を企図しております。以上の諸施策により、当社は国内住宅市場に左右されない複合的な製品ポートフォリオによる収益の安定化及び極大化に努めてまいり所存であります。そのために、以下の3点を特に重要な課題として取り組んでおります。

①新規の顧客獲得による営業基盤の拡大

安定した品質の製品を供給し、国内及び海外の新規顧客開拓や、既存のお客様との更なる太いパイプ作りにより、売上高の拡大を図ってまいります。

②コストの削減

工場における生産性の向上はもちろんのこと、配送ルート全般を見直した物流費の見直し等、あらゆる分野のコストの削減に取り組んでまいります。

③人材開発・育成の強化

企業が継続的に価値を高めていくには、人材開発・育成が不可欠との認識の下、優秀な人材を確保し、教育の充実等により組織の活性化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第102期 2017年度 | 第103期 2018年度 | 第104期 2019年度 | 第105期 (当事業年度) 2020年度 |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------------|
| 売 上 高 | 百万円 21,604 | 百万円 22,201 | 百万円 21,198 | 百万円 19,784 |
| 経 常 利 益 | 百万円 700 | 百万円 918 | 百万円 874 | 百万円 1,562 |
| 当 期 純 利 益 | 百万円 468 | 百万円 661 | 百万円 600 | 百万円 1,088 |
| 1株当たり当期純利益 | 51円18銭 | 72円25銭 | 65円64銭 | 118円82銭 |
| 総 資 産 | 百万円 19,393 | 百万円 19,611 | 百万円 19,082 | 百万円 18,602 |
| 純 資 産 | 百万円 6,757 | 百万円 7,159 | 百万円 7,552 | 百万円 8,540 |

- (注)・第102期は、売上高減少や製造コスト増加等により、減収減益となりました。
 ・第103期は、売上高増加や製造コスト削減等により、増収増益となりました。
 ・第104期は、売上高減少や製造コスト増加等により、減収減益となりました。
 ・第105期(当事業年度)は、前記「(1)事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
 ・1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な子会社の状況

該当事項はありません。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は次の製品の製造、販売を行っております。

| 事 業 | 主 要 製 品 |
|-------|---|
| 建 材 | 住宅及び非住宅・ビル用不燃建材 住宅及び非住宅用窯業サイディング、軒天、破風板、 耐火パネル等 |
| 化 成 品 | 酸化マグネシウム、難燃水酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム、セラミックス製品等 |

(8) 主要な営業所及び工場

| | | | |
|-------|----------|-------|-----------|
| 本社 | (大阪市西区) | 託間工場 | (香川県三豊市) |
| 石岡工場 | (茨城県石岡市) | 東京営業所 | (東京都千代田区) |
| 東北営業所 | (宮城県仙台市) | 東海営業所 | (愛知県名古屋) |
| 中国営業所 | (広島県広島市) | 四国営業所 | (香川県三豊市) |
| 九州営業所 | (福岡県福岡市) | | |

(9) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 606 ^名 | 11 ^名 減 | 39.9 ^才 | 13.7 ^年 |

(注) 使用人兼務役員、臨時雇用者、非常勤嘱託者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|----------------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 1,316 ^{百万円} |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 600 |
| 株式会社池田泉州銀行 | 282 |
| 農林中央金庫 | 250 |
| 株式会社三井住友銀行 | 232 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 203 |
| 株式会社百十四銀行 | 114 |

(11) その他の会社の現況に関する事項

・建設アスベスト損害賠償請求訴訟

当社を含めた建材メーカー複数社と国を被告とする建設アスベスト損害賠償請求訴訟が提訴されております。

今後とも、裁判の推移に対応し、当社としての主張を行う等適切に対処していく所存であります。

なお、現段階では、本件に関する見通しは不明であり、当社の事業等に与える影響も不明であります。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式の総数 | 36,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 9,240,000株 (自己株式75,955株を含む) |
| (3) 株主数 | 4,017名 |
| (4) 大株主 | |

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|----------|---------|
| 神 島 化 学 従 業 員 持 株 会 | 1,070 千株 | 11.68 % |
| D O W A ホールディングス株式会社 | 843 | 9.20 |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT | 461 | 5.04 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 444 | 4.85 |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 383 | 4.18 |
| 日 鉄 鉱 業 株 式 会 社 | 275 | 3.00 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 274 | 3.00 |
| 松 井 証 券 株 式 会 社 | 268 | 2.93 |
| UBS AG LONDON ASIA EQUITIES | 228 | 2.50 |
| 四 国 倉 庫 株 式 会 社 | 161 | 1.76 |

(注) 持株比率は自己株式 (75,955株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する事項

当社は、2021年6月10日開催の取締役会において、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式を取得することについて下記のとおり決議いたしました。

①取得する株式の種類

普通株式

②取得する株式の総数

148,000株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合1.62%)

③株式の取得価格の総額

300,000,000円 (上限)

④取得期間

2021年6月11日

⑤取得方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

| 名称 | 区分及び保有者数 | 新株予約権1個当たりの払込金額 | 権利行使時1株当たりの行使価額 | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 権利行使期間 |
|----------------------------------|----------------------|-----------------|-----------------|---------|-----------------|--------------------------|
| 第1回 新株予約権 (2017年7月21日発行決議) | 取締役 4名 (社外取締役を除く) | 176,000円 | 1円 | 66個 | 普通株式 6,600株 | 自2017年8月8日 至2047年8月7日 |
| 第2回 新株予約権 (2018年7月20日発行決議) | 取締役 4名 (社外取締役を除く) | 69,000円 | 1円 | 187個 | 普通株式 18,700株 | 自2018年8月8日 至2048年8月7日 |
| 第3回 新株予約権 (2019年7月19日発行決議) | 取締役 4名 (社外取締役を除く) | 71,500円 | 1円 | 151個 | 普通株式 15,100株 | 自2019年8月8日 至2049年8月7日 |
| 第4回 新株予約権 (2020年7月17日発行決議) | 取締役 6名 (社外取締役を除く) | 65,100円 | 1円 | 239個 | 普通株式 23,900株 | 自2020年8月8日 至2050年8月7日 |

- (注) 1. 上記の新株予約権の発行に際して、払込金額に基づく債務は、当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。
2. 新株予約権1個につき付与される普通株式の数は100株であります。
3. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。
- ①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を行使することができます。
- ②その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによります。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|--------|---|---------------------|
| 池田 和夫 | 代表取締役社長 | |
| 布川 明 | 常務取締役(生産・技術本部長 兼生産・技術本部セラミック ス事業部長) | |
| 小田島 晴夫 | 取締役(総務部長) | |
| 北野 幸治 | 取締役(建材営業部長) | |
| 田巻 理 | 取締役(化成品営業部長) | |
| 相川 義昭 | 取締役(生産・技術本部技術統括部長) | |
| 今岡 重貴 | 取締役 | |
| 中村 英明 | 取締役 | 共立株式会社常勤監査役 |
| 大西 順司 | 常勤監査役 | |
| 松下 克治 | 監査役 | DOWAホールディングス株式会社取締役 |
| 伊豫田 敏也 | 監査役 | 日本水産株式会社監査役 |

- (注) 1. 取締役今岡重貴氏及び中村英明氏は、社外取締役であります。
2. 取締役今岡重貴氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役松下克治氏及び伊豫田敏也氏は、社外監査役であります。
4. 監査役伊豫田敏也氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役今岡重貴氏及び中村英明氏は、当社が上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 2020年7月17日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって、安東哲郎氏は取締役を任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。すべての被保険者について、その保険料は、当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

なお、当該保険契約を2022年5月に更新する予定であります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の決定方針及び当該方針の内容

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会決議に関しては、決議する内容について独立社外取締役へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、長期的に業容を発展させ企業価値の向上及びガバナンスの強化に資するよう考慮し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、社内取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、社外取締役については、その役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみを支払うこととする。

(ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（月額報酬）とし、各取締役の役位・職責に加え世間水準及び従業員給与等とのバランスを考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(iii) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、当該年度の業績（売上高（A～C）、経常利益（A～C））、各取締役の実績（A～C）の評価を行い総合評価として0.4～1.8の係数を乗じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。非金銭報酬等は、株主の皆様との利益意識の共有と中長期での目標達成への動機づけを目的としたストックオプションとし、2017年7月21日開催の当社第101回定時株主総会において年額50百万円以内と決議された範囲内において、各取締役の役位・職責・報酬割合などを勘案し、毎年一定時期に支給する。

(iv) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社内取締役の報酬割合については、当社と同規模や関連する業種に属する企業を参考とした報酬水準を踏まえた比率とする。

(v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、基本報酬ならびに業績連動報酬等は2017年7月

21日開催の当社第101回定時株主総会において年額200百万円以内と決議された報酬限度額及び非金銭報酬等は2017年7月21日開催の当社第101回定時株主総会において年額50百万円以内と決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の役位・職責に加え世間水準及び従業員給与等とのバランスを勘案し取締役会決議に基づき決定するものとする。

②取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | 対象となる役 員の員数(人) |
|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------|-------------------|
| | | 基本報酬 (月額報酬) | 業績連動報酬等 (賞与) | 非金銭報酬等 (ストックオプション) | |
| 取締役 (うち社外 取締役) | 113 (9) | 92 (9) | 2 (—) | 18 (—) | 9 (3) |
| 監査役 (うち社外 監査役) | 14 (8) | 14 (8) | — (—) | — (—) | 3 (2) |
| 計 | 128 | 107 | 2 | 18 | 12 |

- (注) 1. 上記支給額のほか、使用人兼務役員の使用人給与相当額(賞与を含む)として43百万円を支給しております。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年7月21日開催の当社第101回定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会決議にかかる取締役の員数は9名です。
3. 取締役(社外取締役除く。)のストックオプションとしての報酬限度額は、2017年7月21日開催の当社第101回定時株主総会において年額50百万円以内(上記注2とは別枠)として決議いただいております。当該株主総会決議にかかる取締役の員数は7名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年7月21日開催の当社第101回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会決議にかかる監査役の員数は3名です。
5. 当事業年度末現在の員数は、取締役8名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。
6. 業績連動報酬等(賞与)は、各役員の役位・職責を踏まえた基準額に、年度の業績、経常利益、各取締役の実績の評価を行い総合評価として算出しており、当初の計画を概ね達成しております。なお、社外取締役及び監査役に対しては業績連動報酬等を支給しておりません。
7. 取締役(社外取締役を除く。)に対して、その報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役(社外取締役を除く。)が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、職務執行の対価として、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は3.(1)当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職である法人と当社との関係

取締役中村英明氏は、共立株式会社の常勤監査役であります。当社と同社の間には特別の利害関係はありません。

監査役松下克治氏は、DOWAホールディングス株式会社の取締役であります。同社は当社第2位の株主であります。当社と同社の間には特別の利害関係はありません。

監査役伊豫田敏也氏は、日本水産株式会社の監査役であります。当社と同社の間には特別の利害関係はありません。なお、同氏は2021年6月25日付で同社監査役を退任します。

②当事業年度における主な活動状況

取締役今岡重貴氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち全てに出席し、財務及び会計に関する専門的な立場から、必要な発言を行っております。

取締役中村英明氏は、2020年7月17日に就任してから開催された取締役会10回のうち9回に出席し、経営者としての豊富な経験と、企業の監査役としての優れた見識に基づき、必要な発言を行っております。

監査役松下克治氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回と監査役会12回のうち10回に出席し、経営者としての豊富な経験と、幅広い見識に基づき、必要な発言を行っております。

監査役伊豫田敏也氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回と監査役会12回のうち11回に出席し、金融機関の経営者としての豊富な経験と、幅広い見識に基づき、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 25百万円

②当社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 25百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力とは、いっさい関係を持たないこと、ならびに反社会的勢力に対しては、経済的な利益を供与しないことを基本方針とする。内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書保存内規に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書保存内規により保存されているこれら文書等を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則の制定・配布、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な施策の策定、および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。また、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- ⑤ 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え管理する。
- ⑥ 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

監査役職務を執行するうえで必要な費用は会社が負担するものとする。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役または使用人は、当社の事業に関して財務報告は重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは当社の社会的な信用維持、向上に資することを認識して財務報告に係る内部統制の整備に取り組む。財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況は、評価対象業務から独立し、かつ内部統制の整備および評価に精通した監査室によって評価する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、定期的な見直しによって改善を図り、より効果的な体制構築を検討し内部統制システムの実効性を向上させるよう努めております。

また、監査室は独立した観点から内部統制監査を実施しており、法令・定款および社会規範の遵守に反する事項がないか監査しております。常勤監査役は、経営に影響する重大な事象について、取締役及び従業員より報告を受け、監査役監査の他、代表者及び管理職者との面談、重要な会議への出席などを通して得た情報を社外監査役とも共有のうえ、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反がないか監査しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又

はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

1. 企業価値向上への取組み

当社では、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるため以下のとおり取組んでおります。この取組みは、上記 I の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、1917年（大正6年）の創業以来100年余、無機化学の可能性を追求し、「顧客満足を第一に考え、より広くより深く社会に貢献する」を経営の基本方針として歩んでまいりました。

当社は、顧客の満足を得られる高品質・高機能で価格競争力のある製品を迅速且つタイムリーに提供することで社会の発展に寄与し、又地域社会との連携・地球環境問題への取り組み等を通じて、企業としての社会的責任を果たしていくことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を一層高めてまいりたいと考えております。

これからも顧客に満足していただける高品質製品の提供、管理の徹底、効率的な生産システムの構築によるコスト削減に注力し、競争力強化を図る一方、透明性、信頼性の高いコンプライアンス遵守の企業経営を実践するとともに、提供する製品も常に環境と安全性を考慮し、株主、顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーから支持され、資本市場から正当な評価が得られるよう努力を続けてまいります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社は、上記取組みの実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスの強化は、経営の透明性、健全性、遵法性の確保、各ステークホルダーへのアカウンタビリティの重視・徹底、迅速かつ適切な情報開示、経営者並びに各層の経営管理者の責任の明確化の観点から極めて重要な経営の骨格的な方針であると考えております。

現在当社の取締役8名のうち2名は社外取締役であり、また、監査役3名のうち2名は社外監査役であります。監査役は監査役会が定めた監査方針、監査計画に基づき取締役会等に出席及び重要な決裁書類の閲覧の他、会計監査人及び内部監査部門と連携することにより取締役の職務の遂行の監査を行っております。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に努め、当社株式の大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者に対し、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報提供を求め、取締役会の意見等を開示し、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、各期の利益水準、将来の設備投資等に向けた内部留保の確保、配当性向を総合的に勘案し、株主の皆様へ利益還元する方針としております。この方針のもと、当事業年度の年間配当金は、1株当たり30円とさせていただきます。

また、内部留保資金につきましては、企業価値の向上、将来にわたる安定した株主利益の確保のために有効活用していきたいと考えております。

なお、自己株式の取得につきましても、当社の成長・発展のためのより良い資本政策を検討し、適時に判断をしております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2021年4月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|---------------|------------------------|---------------|
| 資 産 の 部 | 18,602 | 負 債 の 部 | 10,062 |
| 流 動 資 産 | 8,383 | 流 動 負 債 | 7,090 |
| 現金及び預金 | 967 | 支払手形 | 157 |
| 受取手形 | 372 | 電子記録債務 | 923 |
| 電子記録債権 | 667 | 買掛金 | 1,382 |
| 金掛 | 2,817 | 短期借入金 | 1,600 |
| 商品及び製品 | 1,724 | 1年内返済予定の長期借入金 | 418 |
| 仕掛品 | 623 | リース債務 | 47 |
| 原材料及び貯蔵品 | 873 | 未払金 | 1,110 |
| 前払費用 | 149 | 未払費用 | 216 |
| 未収入金 | 145 | 未払法人税等 | 391 |
| その他 | 42 | 未払消費税等 | 142 |
| 貸倒引当金 | △0 | 前受金 | 0 |
| | | 預り金 | 71 |
| 固 定 資 産 | 10,219 | 賞与引当金 | 333 |
| 有 形 固 定 資 産 | 8,872 | 製品保証引当金 | 102 |
| 建築物 | 2,938 | 設備関係電子記録債務 | 192 |
| 構築物 | 170 | 固 定 負 債 | 2,972 |
| 機械及び装置 | 2,907 | 長期借入金 | 980 |
| 車両運搬具 | 8 | リース債務 | 48 |
| 工具、器具及び備品 | 232 | 長期未払金 | 117 |
| 土地 | 1,381 | 退職給付引当金 | 1,826 |
| リース資産 | 151 | 純 資 産 の 部 | 8,540 |
| 建設仮勘定 | 1,082 | 株 主 資 本 | 8,421 |
| 無 形 固 定 資 産 | 22 | 資本金 | 1,320 |
| ソフトウェア | 18 | 資本剰余金 | 1,085 |
| 電話加入権 | 3 | 資本準備金 | 1,078 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,324 | その他資本剰余金 | 7 |
| 投資有価証券 | 342 | 利益剰余金 | 6,043 |
| 出資金 | 1 | 利益準備金 | 133 |
| 破産更生債権等 | 0 | その他利益剰余金 | 5,909 |
| 長期前払費用 | 191 | 別途積立金 | 1,300 |
| 繰延税金資産 | 733 | 繰越利益剰余金 | 4,609 |
| その他 | 55 | 自己株式 | △27 |
| 貸倒引当金 | △0 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 67 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 67 |
| | | 新 株 予 約 権 | 50 |
| 資 産 合 計 | 18,602 | 負 債 純 資 産 合 計 | 18,602 |

損 益 計 算 書

(自 2020年5月1日)
(至 2021年4月30日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|-----|--------|
| 売上高 | | 19,784 |
| 売上原価 | | 13,939 |
| 売上総利益 | | 5,844 |
| 販売費及び一般管理費 | | 4,336 |
| 営業利益 | | 1,507 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 0 | |
| 受取配当金 | 7 | |
| 雇用調整助成金 | 92 | |
| 破損損失 | 9 | |
| 雑収入 | 24 | 134 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 39 | |
| 売上割引 | 25 | |
| 手形売却損 | 9 | |
| 雑支出 | 5 | 79 |
| 特別利益 | | 1,562 |
| 投資有価証券売却益 | 15 | 15 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 34 | |
| 固定資産売却損 | 4 | |
| 訴訟関連損失 | 15 | 54 |
| 税引前当期純利益 | | 1,524 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 468 | |
| 法人税等調整額 | △33 | 435 |
| 当期純利益 | | 1,088 |

株主資本等変動計算書

(自 2020年5月1日)
(至 2021年4月30日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|--------------|--------------------|------------------|--------------|------------------------------|---------------|------------------|------|-------------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | | 自己株式 | 株主資本 合 計 |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 1,320 | 1,078 | 7 | 1,085 | 133 | 1,300 | 3,704 | 5,138 | △27 | 7,516 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △183 | △183 | | △183 |
| 当期純利益 | | | | | | | 1,088 | 1,088 | | 1,088 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | — | — | 905 | 905 | △0 | 905 |
| 当 期 末 残 高 | 1,320 | 1,078 | 7 | 1,085 | 133 | 1,300 | 4,609 | 6,043 | △27 | 8,421 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純 資 産 計 |
|-------------------------|------------------|-----------------|-------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 2 | 2 | 32 | 7,552 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △183 |
| 当期純利益 | | | | 1,088 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 64 | 64 | 18 | 82 |
| 当期変動額合計 | 64 | 64 | 18 | 987 |
| 当 期 末 残 高 | 67 | 67 | 50 | 8,540 |

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの… 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法……………移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

①2007年3月31日以前に取得したもの

旧定額法

②2007年4月1日以後に取得したもの

定額法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品の保証に対する費用の支出に充てるため、過去の実績率に基づく発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に一括処理しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を、振当処理の要件を満たす通貨スワップ取引及び為替予約取引については振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

①ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の支払利息

②ヘッジ手段…通貨スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建借入金

③ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務等

(3) ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価

当社のリスク管理規程に基づき、金利スワップ取引は、金利変動リスクをヘッジするために、通貨スワップ取引及び為替予約取引は、為替相場の変動リスクをヘッジするために、ヘッジ取引を実施しております。

なお、ヘッジ対象との相関性をみて有効性を評価しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を、振当処理の要件を満たす通貨スワップ取引及び為替予約取引については振当処理を採用しているため、有効性評価を省略しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 国庫補助金等により取得した有形固定資産の圧縮記帳累計額

有形固定資産に係る国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

| | 圧縮記帳累計額 |
|-----------|---------------|
| 建物 | 28百万円 |
| 構築物 | 0百万円 |
| 機械及び装置 | 429百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 165百万円 |
| 計 | <u>623百万円</u> |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 25,711百万円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

| | |
|-----------|-----------------|
| 建物 | 2,790百万円 |
| 構築物 | 158百万円 |
| 機械及び装置 | 960百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 7百万円 |
| 土地 | 1,323百万円 |
| 計 | <u>5,241百万円</u> |

(2) 担保に係る債務

| | |
|---------------|-----------------|
| 短期借入金 | 1,136百万円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 323百万円 |
| 長期借入金 | 839百万円 |
| 計 | <u>2,299百万円</u> |

[損益計算書に関する注記]

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。

| | |
|------|-------|
| 売上原価 | △7百万円 |
|------|-------|

2. 一般管理費及び当期総製造費用に含まれる研究開発費 757百万円

3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物 | 1百万円 |
| 機械及び装置 | 31百万円 |
| 車両運搬具 | 0百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 1百万円 |

4. 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

| | |
|--------|------|
| 機械及び装置 | 4百万円 |
|--------|------|

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の総数に関する事項

普通株式

9,240,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|----------|---------|-----|----|--------|
| 普通株式 (株) | 75,539 | 416 | — | 75,955 |

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

416株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|-------------|------------|
| 2020年7月17日 定時株主総会 | 普通株式 | 91 | 10 | 2020年4月30日 | 2020年7月20日 |
| 2020年12月10日 取締役会 | 普通株式 | 91 | 10 | 2020年10月31日 | 2021年1月12日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の 原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|----------|-----------------|-----------|---------------------|------------|------------|
| 2021年7月16日 定時株主総会 | 普通 株式 | 183 | 利益 剰余金 | 20 | 2021年4月30日 | 2021年7月19日 |

4. 当事業年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の総数

| | | |
|----------|------|---------|
| 第1回新株予約権 | 普通株式 | 6,600株 |
| 第2回新株予約権 | 普通株式 | 18,700株 |
| 第3回新株予約権 | 普通株式 | 15,100株 |
| 第4回新株予約権 | 普通株式 | 23,900株 |

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|-----------|--------|
| 退職給付引当金 | 558百万円 |
| 賞与引当金 | 101百万円 |
| 製品保証引当金 | 31百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 0百万円 |
| たな卸資産評価損 | 160百万円 |
| その他 | 95百万円 |

| | |
|-----------|---------------|
| 繰延税金資産 小計 | <u>948百万円</u> |
|-----------|---------------|

| | |
|--------|----------------|
| 評価性引当額 | <u>△185百万円</u> |
|--------|----------------|

| | |
|-----------|---------------|
| 繰延税金資産 合計 | <u>763百万円</u> |
|-----------|---------------|

繰延税金負債

| | |
|--------------|---------------|
| その他有価証券評価差額金 | <u>△29百万円</u> |
|--------------|---------------|

| | |
|-----------|---------------|
| 繰延税金負債 合計 | <u>△29百万円</u> |
|-----------|---------------|

差引

| | |
|-----------|---------------|
| 繰延税金資産の純額 | <u>733百万円</u> |
|-----------|---------------|

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に各部門各営業所へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。また、外貨建営業債権は、為替変動リスクに晒されておりますが、為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引(為替予約取引)をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係わる資金調達であり、長期借入金(原則として5年以内)及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係わる資金調達であります。借入金のうち、一部については、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するためにデリバティブ取引(金利スワップ取引及び通貨スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については「常務会付議」に基づきリスク管理規程に従って総務部で行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「ヘッジ会計の方法」を参照ください。

また、営業債務、借入金、リース債務は、流動リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係わる市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年4月30日(当事業年度末日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------------------|--------------|-------|----|
| 資産 | | | |
| (1) 現金及び預金 | 967 | 967 | — |
| (2) 受取手形 | 372 | 372 | — |
| (3) 電子記録債権 | 667 | 667 | — |
| (4) 売掛金 | 2,817 | 2,817 | — |
| (5) 投資有価証券 その他有価証券 | 338 | 338 | — |
| 資産計 | 5,163 | 5,163 | — |
| 負債 | | | |
| (1) 支払手形 | 157 | 157 | — |
| (2) 電子記録債務 | 923 | 923 | — |
| (3) 買掛金 | 1,382 | 1,382 | — |
| (4) 短期借入金 | 1,600 | 1,600 | — |
| (5) リース債務 | 95 | 95 | — |
| (6) 未払金 | 1,110 | 1,110 | — |
| (7) 設備関係電子記録債務 | 192 | 192 | — |
| (8) 長期借入金 (1年内返済予定を含む) | 1,399 | 1,393 | △6 |
| 負債計 | 6,861 | 6,855 | △6 |
| デリバティブ取引 | — | — | — |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、並びに(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 短期借入金、(6) 未払金、並びに(7) 設備関係電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) リース債務

リース債務の時価については、支払利子込み法により算定していることから、当該帳簿価額によっております。

- (8) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記「デリバティブ取引」注記参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているものは金利スワップの特例処理により、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(8)参照)。

- (注) 2. 非上場株式(貸借対照表計上額3百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

- (注) 3. 長期未払金(貸借対照表計上額117百万円)は、各役員の退職時期が特定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 926円35銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 118円82銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月9日

神島化学工業株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 余野 憲 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花谷 徳 雄 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神島化学工業株式会社の2020年5月1日から2021年4月30日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年5月1日から2021年4月30日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月10日

神島化学工業株式会社 監査役会
常勤監査役 大西 順 司 ㊞
社外監査役 松 下 克 治 ㊞
社外監査役 伊 豫 田 敏 也 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

・期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額183,280,900円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年7月19日

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名全員は任期満了となります。つきましては、経営体制およびコーポレートガバナンスの更なる強化、充実を図るため2名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|-----------------------------------|--|-------------|
| 1 | いけだ かずお 池田 和夫 (1953年8月18日生) | 1976年4月 株式会社日本興業銀行入行 2000年4月 同行 e-ビジネス推進企画部長 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 福岡営業部部長 2004年5月 当社入社 顧問 2004年7月 当社取締役経理部長 2007年7月 当社常務取締役経理部長 2010年7月 当社代表取締役社長 現在に至る | 11,836株 |
| 【取締役候補者とした理由】 池田和夫氏は、2004年7月に当社取締役に就任し、経理、財務に関する業務に精通しており、また、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所有する当社 の株式の数 |
|---|------------------------------------|---|-----------------|
| 2 | ふかわ あきら 布川 明 (1953年7月2日生) | 1978年4月 当社入社 | 11,193株 |
| | | 1994年4月 当社詫間工場工業薬品製造部長 | |
| | | 2000年7月 当社取締役工業薬品事業部長兼 詫間工場工業薬品製造部長 | |
| | | 2004年7月 当社取締役詫間工場長兼 工業薬品事業部長 | |
| | | 2007年7月 当社常務取締役詫間工場長兼 工業薬品事業部長 | |
| | | 2008年5月 当社常務取締役詫間工場長 | |
| | | 2015年5月 当社常務取締役生産・技術本部長兼 詫間工場長 | |
| | | 2019年1月 当社常務取締役生産・技術本部長 | |
| | | 2020年6月 当社常務取締役生産・技術本部長兼 生産・技術本部セラミックス事業部長 | |
| | | 2021年5月 当社常務取締役技術本部、生産本部、 セラミックス事業部、品質保証部管掌 現在に至る | |
| 【取締役候補者とした理由】 布川明氏は、2000年7月に当社取締役に就任し、長年化成成品事業の運営に携わり、また、生産・技術部門の責任者として、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。 | | | |
| 3 | きたの ゆきはる 北野 幸治 (1967年8月26日生) | 1986年3月 当社入社 | 16,263株 |
| | | 1999年6月 当社東京営業所所長 | |
| | | 2001年5月 当社東京営業所所長兼建材営業二部次長 | |
| | | 2004年10月 当社東京営業所所長兼建材営業二部部長代理 | |
| | | 2006年7月 当社東京営業所所長兼建材営業二部部長 | |
| | | 2008年5月 当社東京営業所所長兼建材営業部部長 | |
| | | 2010年7月 当社取締役建材営業第一部長 | |
| 2018年5月 当社取締役建材営業部長 現在に至る | | | |
| 【取締役候補者とした理由】 北野幸治氏は、2010年7月に当社取締役に就任し、営業や事業所開発をはじめとする幅広い知識・経験を有することから、引き続き取締役候補者といたしました。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|---|--|-------------|
| 4 | たまき おさむ 田巻 理 (1965年3月25日生) | 1988年4月 当社入社 2002年4月 当社東京営業所工業薬品課課長 2004年5月 当社東京営業所副所長兼東京営業所工業薬品課課長 2005年4月 当社東京営業所副所長兼工業薬品事業部次長 2018年4月 当社化成品営業部長 2020年7月 当社取締役化成品営業部長 現在に至る | 6,966株 |
| | <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>田巻理氏は、1988年に当社に入社し、相当期間化成品部門に携わり、化成品事業に関する幅広い知識・経験を有することから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p> | | |
| 5 | あいかわ よしあき 相川 義昭 (1969年12月24日生) | 1994年4月 当社入社 2006年4月 当社詫間工場技術研究所建材技術部技術課課長 2015年5月 当社生産・技術本部技術統括部部長代理 2019年3月 当社生産・技術本部技術統括部長 2020年7月 当社取締役生産・技術本部技術統括部長 2021年5月 当社取締役技術本部長兼技術本部技術統括部長 現在に至る | 8,057株 |
| | <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>相川義昭氏は、1994年に当社に入社し、相当期間生産・技術部門に携わり、製造技術・商品開発に関する幅広い知識・経験を有することから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p> | | |
| 6 | ※ やなぎたに たかぎみ 柳谷 高公 (1960年10月28日生) | 1985年4月 当社入社 1999年4月 当社詫間工場セラミックス部材料開発課長 2007年4月 当社詫間工場セラミックス部次長 2020年6月 当社生産・技術本部技術統括部部長代理兼生産・技術本部セラミックス事業部副事業部長 2021年5月 当社セラミックス事業部長兼技術本部技術統括部部長代理 現在に至る | 64,757株 |
| | <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>柳谷高公氏は、1985年に当社に入社し、長年セラミックス事業に携わり、研究者として技術開発に関する幅広い知識・経験を有することから、取締役候補者といいたしました。</p> | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|--|---|---|-------------|
| 7 | ※ たかはし まこと 高橋 誠 (1967年6月16日生) | 1990年4月 株式会社日本興業銀行入行 2010年1月 株式会社みずほコーポレート銀行金融 法人第二部上席部長代理 2014年2月 みずほ証券株式会社運用ソリューション部公益法人営業推進室室長 2015年4月 同社公共・公益法人営業支援部長 2016年4月 同社京都支店法人部長 2021年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ参事役 2021年7月 同社退職予定 現在に至る | 0株 |
| 【取締役候補者とした理由】 高橋誠氏は、銀行・証券会社等金融機関での要職を経験するなど、経済および金融情勢をはじめとする幅広い見識を有することから、取締役候補者となりました。 | | | |
| 8 | ※ びとう あつし 美藤 敦司 (1969年8月21日生) | 1994年4月 日本写真印刷株式会社入社 1996年3月 当社入社 2016年6月 当社生産・技術本部設備・資材部資材グループグループ長 2019年3月 当社生産・技術本部設備・資材部長 2021年5月 当社生産本部長兼生産本部設備・資材部長 現在に至る | 7,009株 |
| 【取締役候補者とした理由】 美藤敦司氏は、1996年に当社に入社し、相当期間生産・技術部門に携わり、当社の製造設備技術分野や資材分野を含む幅広い知識・経験を有することから、取締役候補者となりました。 | | | |
| 9 | いまおか しげたか 今岡 重貴 (1971年9月7日生) | 1999年10月 朝日監査法人入所 2003年5月 公認会計士登録 2008年9月 あずさ監査法人退所 2008年10月 今岡公認会計士事務所開設 2009年2月 税理士登録 2009年2月 今岡公認会計士・税理士事務所開設(現任) 2010年7月 当社監査役 2015年7月 当社取締役 現在に至る | 0株 |
| 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 今岡重貴氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、2015年7月に当社取締役役に就任し、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、当該知見・経験を活かし、社外取締役としての役割を果たしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|--|-------------------------------------|--|-------------|
| 10 | なかむら ひであき 中村 英明 (1958年1月13日生) | 1981年4月 共立株式会社入社 2006年4月 同社仙台支店長 2011年4月 同社執行役員保険第二部長 2013年6月 同社取締役兼執行役員総務部長 2015年4月 同社取締役兼常務執行役員総務部長 2017年4月 同社取締役兼常務執行役員人事部長兼人事部長 2019年6月 同社常勤監査役(現任) 2020年7月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 共立株式会社常勤監査役 | 0株 |
| <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>中村英明氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、現在、企業の監査役を務めていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> | | | |

- (注)
- 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 今岡重貴、中村英明の両氏は社外取締役候補者であります。
 - 当社は今岡重貴、中村英明の両氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額であります。
 - 当社は今岡重貴、中村英明の両氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 今岡重貴氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
 - 中村英明氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 - 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、役員持株会または従業員持株会における持分を含んでおります。
 - 当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 - ※は新任候補者であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役松下克治、伊豫田敏也の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び 重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|--|--|-------------|
| 1 | まつした かつじ 松下 克治 (1956年5月7日生) | 1980年4月 同和鉱業株式会社入社 2003年4月 同社メタルズカンパニー企画室長 2006年4月 秋田製錬株式会社取締役 2011年6月 Modern Asia Environmental Holdings Inc. 代表取締役社長 2013年4月 DOWAホールディングス株式会社 執行役員経理財務・労務担当 2013年6月 同社取締役（現任） 2013年7月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) DOWAホールディングス株式会社取締役 | 0株 |
| 【社外監査役候補者とした理由】 松下克治氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。 | | | |
| 2 | ※ こばやし ひでふみ 小林 英文 (1957年9月27日生) | 1981年4月 株式会社日本興業銀行入行 2010年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行 役員ポートフォリオマネジメント部長 2012年4月 みずほ証券株式会社常務執行役員リサ ーチ本部共同本部長 2013年4月 株式会社みずほフィナンシャルグル ープ常務執行役員 2014年4月 株式会社みずほフィナンシャルグル ープ常務執行役員財務・主計・リスク管 理担当兼みずほ証券株式会社常務取締 役兼常務執行役員グローバルファイナ ンスヘッド 2017年6月 DOWAホールディングス株式会社監 査役 2021年6月 同社監査役退任 現在に至る | 0株 |
| 【社外監査役候補者とした理由】 小林英文氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。 | | | |

- (注)
1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 松下克治、小林英文の両氏は社外監査役候補者であります。
 3. 当社は松下克治氏と責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。
 4. 小林英文氏の選任が承認された場合、当社は同氏と責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。
 5. 当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受け

ることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

6. 松下克治氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
7. ※は新任候補者であります。

(ご参考) 役員の構成 (2021年7月16日以降の予定)

第2号議案及び第3号議案で付議の役員候補者並びに在任役員が有する専門性・経験は以下のとおりであります。

| | 役員 | 企業経営 | 財務 ・ 会計 | 法務 ・ リスクマネジメント | 製造 ・ 研究開発 | 営業 ・ マーケティング | グローバル経験 |
|-----|-------|------|---------------|----------------------|-----------------|--------------------|---------|
| 取締役 | 池田 和夫 | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| | 布川 明 | ○ | | | ○ | ○ | |
| | 北野 幸治 | | | | | ○ | |
| | 田巻 理 | | | | | ○ | |
| | 相川 義昭 | | | | ○ | | |
| | 柳谷 高公 | | | | ○ | | |
| | 高橋 誠 | | ○ | ○ | | ○ | |
| | 美藤 敦司 | | | | ○ | | |
| | 今岡 重貴 | | ○ | ○ | | | |
| | 中村 英明 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 監査役 | 大西 順司 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| | 松下 克治 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | 小林 英文 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の具体的な内容決定の件

当社は、2017年7月21日開催の第101回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象に株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件について、ご承認いただいております。今般の会社法改正に伴い、取締役（社外取締役を除く。）に報酬としてこのご承認いただいている株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容を一部改定のうえ、今後も従前と同様に、新株予約権を以下のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

具体的には、新株予約権の年間上限数を450個とし、また、新株予約権の取得条項を下記8. のとおりとするほか、所要の改定を行うものであります。

当社の株式報酬型ストックオプション制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、その報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役（社外取締役を除く。）が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的としたものであります。また、年間上限数に相当する数の新株予約権を付与し、全ての新株予約権が行使された場合の発行済株式総数に占める割合は軽微であることから、本新株予約権の付与は相当なものであると判断しております。

現在の取締役（社外取締役を除く。）は6名であり、第2号議案が原案どおり承認されますと本総会終結の時から8名となります。各取締役へのストックオプション報酬の配分および支給時期につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。なお、ストックオプションとしての報酬枠は、第101回定時株主総会においてご承認いただいているとおり、取締役（社外取締役を除く。）に対して年額50百万円を上限として設けており、報酬額は新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の具体的な内容

1. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式は当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とします。

なお、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なきには、次の算式により付与株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数＝

調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものといたします。

当社普通株式45,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とします。

2. 新株予約権の総数

450個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とします。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額とします。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとします。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該各新株予約権の行使により交付される付与株式数に1株当たり1円を乗じた金額とします。

5. 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で当社取締役会が定める期間とします。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとします。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものとします。

7. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得につきましては、当社取締役会の承認を要するものとします。

8. 新株予約権の取得条項

当社は、次のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会において決議された場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

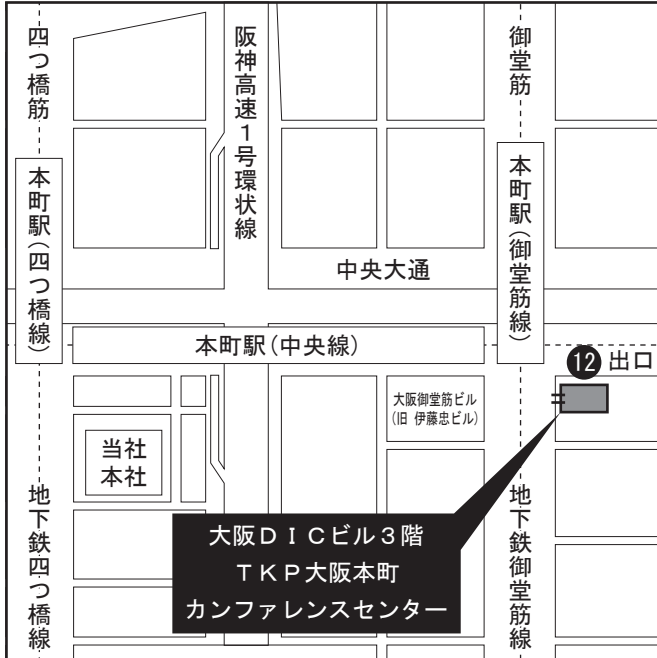
9. 新株予約権のその他の内容

上記1. から8. の細目および新株予約権に関するその他の内容等につきましては、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとします。

以 上

株主総会会場ご案内略図

大阪市中央区久太郎町三丁目5番19号 大阪D I Cビル3階
TKP大阪本町カンファレンスセンター



- 地上からお越しの方は、御堂筋側に会場ビル入口がございます。
- 地下からお越しの方は、本町駅12番出口手前に会場ビル地下1階へ直結の入口がございます。
- 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へのご出席につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場において、感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

本年は、株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

大阪市西区阿波座一丁目3番15号
神島化学工業株式会社

電話 (06) 6110-1133